鉾田市高齢者向け迷惑電話防止機器貸与事業実施要綱

令和3年12月7日 鉾田市告示205号

(目的)

第1条 この告示は、高齢者や高齢者世帯に対し、迷惑電話防止機器(以下「機器」という。)を貸与することにより、消費者被害を未然に防止することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に揚げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1)迷惑電話防止機器

固定電話に接続することによって,着信時,呼び出し音が鳴る前に自動音声で警告メッセージが流れ,通話を録音する機能を有する機器をいう。

(2)高齢者

申請日現在で満65歳以上の者をいう。

(貸与対象者)

- 第3条 貸与事業の対象者は、市内に居住し、市の住民基本台帳に記録され、自宅に固定電話を 所有し、特殊詐欺被害に遭うおそれがあるため危機の設置を希望している者であって、次の各 号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 高齢者単身で構成される世帯の者
 - (2) 高齢者のみで構成される世帯の者(前号に掲げるものを除く。)
 - (3)日中において高齢者のみとなることが常態である世帯の者(前2号に掲げるものを除く。)
 - (4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者。

(貸与の申請等)

- 第4条 機器の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、迷惑電話防止機器貸与申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、機器の貸与についてその可否を決定し、その旨を迷惑電話防止機器貸与承認・不承認通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(機器の貸与等)

- 第5条 市長は,前条の規定により貸与承認を受けた申請者に対し,次に揚げる物品を無償貸与 するものとする。
 - (1)機器本体
 - (2)ACアダプター
 - (3)電話機接続用モジュラーケーブル
- 2 前項の規定により貸与する機器は、1世帯につき1台とする。

(機器の管理等)

- 第6条 機器の貸与を受けた者(以下「利用者」という。)は、貸与された機器を善良な管理者の 注意をもって使用し、及び管理しなければならない。
- 2 貸与を受けた機器を他の世帯の者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

- 3 貸与を受けた機器を損傷し、又は亡失した場合は、直ちに市長に届け出なければならない。 (費用負担)
- 第7条 利用者は、次に揚げる費用を負担するものとする。
 - (1)機器の利用に係る電気料及び通信料
 - (2)機器の修繕料(機器の保証期間内に保証される修繕を除く。)
 - (3)その他機器の使用に関する一切の費用

(申請事項変更届)

第8条 利用者は住所,連絡先,世帯状況など,申請書の記載事項に変更があったときは,速やかに迷惑電話防止機器貸与申請事項変更届(様式第3号)により市長に届け出るものとする。

(機器の返還)

- 第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、迷惑電話防止機器返還届(様式第4号)により市長に機器を返還しなければならない。
 - (1) 虚偽又は不正の手段により貸与を受けたとき。
 - (2)第3条に定める対象者でなくなったとき。
 - (3)第6条第2項に違反したとき。
 - (4)機器が不要になったとき。
 - (5)機器の設置が不要であると市長が判断したとき。

(暴力団の排除)

- 第10条 第3条の規定にかかわらず、申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法 律第2条第6号に規定する暴力団員に該当するときは、貸与承認を取り消すことができる。
- 2 市長は、貸与承認を受けた者が前項に該当するときは、貸与承認を取り消すことができる。
- 3 前2項の貸与承認を取り消すときは、迷惑電話防止機器貸与承認取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。
- 4 市長は、必要に応じ申請者又は第4条第2項の承認を受けた者が、第1項に該当するか否 かを茨城県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(損害賠償責任)

第11条 利用者が、機器の誤った使用によって生じた事故等に対して、市長は一切の責任を負わない。

(免責)

第12条 利用者が、機器を設置したにもかかわらず特殊詐欺等詐欺被害にあった場合に対して、 市長は一切の責任を負わない。

(調査)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、利用者に対し、機器の利用に関するアンケート調査その他必要な協力を求めることができるものとし、利用者は協力するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年12月7日から施行する。